

大分県報

令和八年
第七三九号
九月十八日

（金曜日）

目次

告示

救急病院等の認定	一
土地改良区の定款変更認可（二件）	一
指定予定保安林	一
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	二
大分海区漁業調整委員会告示	二
豊前海におけるあさりの採捕の禁止	三
かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止	三
伊予灘海域におけるたろうお浮きはえなわ漁業の禁止	三

○告示

示

大分県告示第三百八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和八年九月十八日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

救急病院
・救急診
療所の別

名 称

所 在 地

認 定 期 間

救急病院

医療法人 秋水堂
若宮病院

日田市南元町六番四一号

令八・八・一から
令一一・七・三一まで

救急病院 社会医療法人 恵愛会 大分中村病院 大分市舞鶴町二丁目四番一号 令八・八・一から
令一一・七・三一まで

救急病院 曾根病院 佐伯市長島町二丁目一八番二四号 令八・八・一から
令一一・七・三一まで

救急病院 福島病院 豊後大野市三重町市場二三一番地 令八・八・一から
令一一・七・三一まで

救急病院 大分県済生会日田病院 日田市大字三和六四三番地の七 令八・八・一から
令一一・七・三一まで

救急病院 川島整形外科病院 中津市大字宮夫一七番地 令八・八・一から
令一一・七・三一まで

大分県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年九月十八日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

土地改良区名

所 在 地

認可年月日

初瀬井路土地改良区

大分市

令八・九・二

大分県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年九月十八日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

土地改良区名

所 在 地

認可年月日

高島井堰土地改良区

佐伯市

令八・九・二

大分県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のと

令和八年九月十八日

大分県報（告示）

おり保安林の指定をする予定である。

令和八年九月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所
国東市武蔵町丸小野字岡五四六番、五五一番、五五四番、五五五番、五五七番、五五九番、五六〇番一、五六〇番二、五六一番一、字宮ノ上六九二番、七〇一番、七〇二番一、七〇七番一、七〇七番二、七〇八番、七一〇番、七一四番から七一七番まで

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和八年九月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 加入区の名称
佐伯第一加入区
- 二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧佐伯市漁業協同組合の地区
- 三 加入区の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち十トン未満の漁船により主とする底

びき網漁業など二以上の漁業を併せて営む小型合併漁業

大分県告示第三百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年九月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域の名称	所在地	
	市町村	大字 字
矢津	宇佐市 安心院 町	矢津 居屋敷、魚土及び寒野
次の一点から一点までを順次結んだ線及び一点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域		
一点	北緯三三度二五五七秒四〇八八	東経一三一度二四四二秒九〇〇二
二点	北緯三三度二五五九秒四七九六	東経一三一度二四四四秒四七八二
三点	北緯三三度二五五七秒八八二三	東経一三一度二四四四秒四七八五
四点	北緯三三度二五五八秒三四五九	東経一三一度二四四五秒三〇四二
五点	北緯三三度二五五八秒三五七四	東経一三一度二四四七秒〇六四五
六点	北緯三三度二五五七秒七三九二	東経一三一度二四四八秒五四七九
七点	北緯三三度二五五六秒九八三二	東経一三一度二四四七秒四四三九
八点	北緯三三度二五五六秒四七六四	東経一三一度二四四七秒三〇七三
九点	北緯三三度二五五六秒二四九六	東経一三一度二四四七秒一六六〇
一〇点	北緯三三度二五五六秒二〇六九	東経一三一度二四四六秒四一七二
一点	北緯三三度二五五五秒一二九一	東経一三一度二四四四秒六六五一
二点	北緯三三度二五五五秒六二五五	東経一三一度二四四四秒四〇四一

令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで

伊予灘協定水域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた水域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘協定水域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点

点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点

点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点

点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点

点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点

点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点